

商工会議所地域における 木材利用促進に向けた取組み

2023年3月29日

日本商工会議所

日本商工会議所および全国515商工会議所について

- 商工会議所の主なミッションは、地域の諸問題を解決するため、地域経済社会の代弁者として政策提言・要望活動等を積極的に展開し、その実現を図ること。
- 喫緊の最重要事項である「地方創生」をはじめとした様々な課題を解決するため、全国515商工会議所、会員123万者のネットワーク力を最大限に活かし、「現場主義」と「双方向主義」の徹底のもと、活動を展開している。

商工会議所の主なミッション

- (1)政策提言 一歩先じた政策提言を展開
- (2)中小企業の活力強化 中小企業の成長への挑戦を全力で後押し
- (3)地域経済の活性化 地域の力を再生させる取組みを強力に推進

商工会議所の4つの特徴－「商工会議所」のDNA

- ①地域性－地域を基盤としている
- ②総合性－会員はあらゆる業種・業態の商工業者から構成される
- ③公共性－商工会議所法に基づき設立される民間団体で、公共性を持つ
- ④国際性－世界各国に商工会議所が組織されている

商工会議所の創設

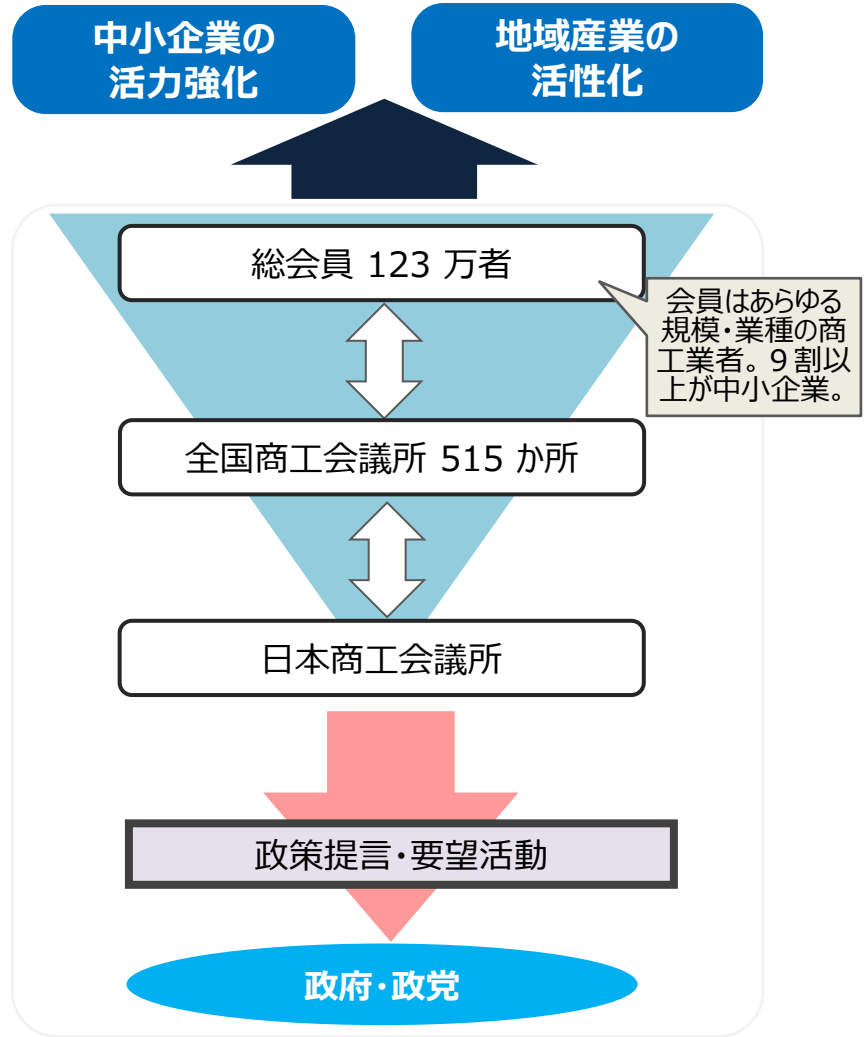


東京商法会議所
(1878年3月設立)
初代会頭 渋沢 栄一



大阪商法会議所
(1878年8月設立)
初代会頭 五代 友厚

- 世界初の商工会議所は1599年に組織されたマルセイユ商業会議所(仏国)。
- 日本では1878年に江戸時代に欧米列強と締結した「貿易に関する不平等条約」の撤廃を目的に、渋沢栄一翁が「商法会議所」を設立。
- 1892年に、15の商業会議所が、その連合体として商業会議所連合会を結成し、1922年には、常設の機構・事務局を設置（現在の日本商工会議所）。



飯能商工会議所（埼玉県）

同所では、地域事業者による地元・西川材の活用促進の一環として、西川材を多用した商工会議所会館を建設。古来の工法とCLTパネルを適材適所で使い分けることで、先進的な木造建築を実現。

地域経済の振興にも寄与する地域一体での取組みで、観光協会のスペースも確保し、案内機能や市民交流機能を備えており、会館来訪者に木造りの良さをアピールする場にもなっている。

2020年に(一社)ウッドデザイン協会の「ウッドデザイン賞2020」のソーシャルデザイン部門（木材利用）入賞、2021年に日本木材青壮年団体連合会「第24回木材活用コンクール」優秀賞を受賞。



新庄商工会議所（山形県）

同所では、構造材、造作材ともに県産木材である金山杉を活用し、商工会議所会館を建設。地域商工業のシンボルとして、木のぬくもりのあふれる建物をコンセプトにしている。また、「市民に開かれた商工会議所会館」として、災害時における近隣住民の避難所としての機能等も有する。

2019年、県産木材利用のPR効果が高い民間施設として県の「やまがた しあわせウッド賞」を受賞。

また、同所では、地域の森林や林業、バイオマスに着目し、バイオマス発電所や製材所等の見学ルートを設定してツアーを造成。育苗、植林、育樹、伐採、チップ化の循環型の取組みを学ぶコンテンツは、県内外からの修学旅行の見学先として人気を博している。



木材利用促進に向けた各地の取り組み例（その他）

鹿沼 WooD INFILL プロジェクト （鹿沼商工会議所（栃木県））

同所では、地元の森林資源等を活用し、地域事業者の木工および金属加工技術を融合した、ものづくりネットワークを構築する同プロジェクトを展開。

建具・造作家具等の商品化や国内外への販路開拓を実施している。これらの建具等は、東京の大規模小売店舗での活用も実現している。



木質化した市民会館の地域経済への効果 （水戸市（茨城県））

同市では、木造の新市民会館が中心市街地に建設され、7月オープン予定。中心市街地の中核的な建物が木質化されたことは市民、特に若者に好評で、周辺地域でのおしゃれな飲食店・小売店の創業希望者の増加が始まる等、良質な施設整備で地域のステータスが上がっている。

既にコンサート等のイベント開催が多数予定され、12月にはG7茨城水戸内務・安全担当大臣会合、来年2月には全国商工会議所観光振興大会が開催されるなど、木質化した建物の効果を世界や全国に発信する好機となっている。

水戸商工会議所が継続的に市に行った、新会館の早期建設要望が実現したものであり、同所では、今後、会館の利活用を進め、中心市街地の人流活性化に取り組んでいく。



まちなかの既存ストックの活用と建築物の脱炭素化

- 中心市街地には築数十年以上経つビル、共同店舗や個店が多く存在。
- 店舗等の建て替え時には、省エネ基準に適合することが必要に（改正建築物省エネ法）。
- 店舗等の老朽化が進む商店街は多く、リノベーションや建て替えによる脱炭素化が課題。

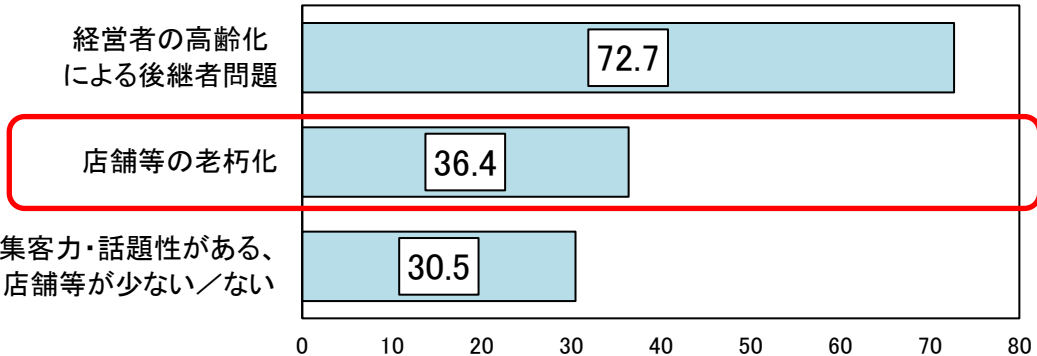
改正建築物省エネ法（2022年）

2025年までに小規模・非住宅の建築時に省エネ基準への適合が義務付けられた。

	現行		→	改正	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 2,000m ² 以上	適合義務 2017.4~	届出義務		適合義務 2017.4~	適合義務
中規模	適合義務 2021.4~	届出義務		適合義務 2021.4~	適合義務
300m ² 未満 小規模	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

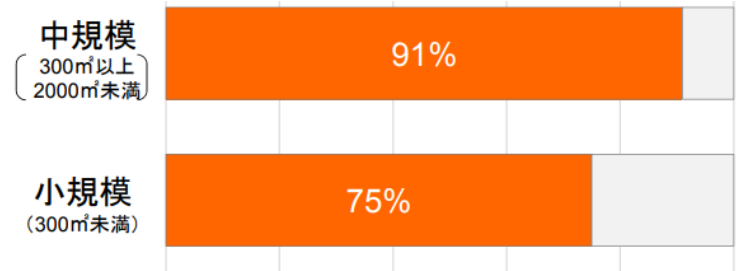
出典：国土交通省住宅局

商店街における問題【3つまで選択・上位のみ】



出典：中小企業庁(2022)「商店街実態調査」

建築物の省エネ基準適合率



住宅・建築物の省エネ化推進施策の例

国交省・サステナブル建築物等先導事業[木造先導型]

先導的な設計・施工技術が導入される実用的で多様な用途の木造建築物等の整備に対し、国が費用の一部を支援。

- 補助対象事業者
民間事業者、地方公共団体等
- 補助額
【調査設計費】
先導的な木造化に関する費用の1/2以下。
【建設工事費】
木造化による掛増し費用の1/2以下。
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の15%)
※ 補助額の上限は原則合計5億円
- 対象プロジェクト
下記の要件を満たす木造建築物
(公募し、有識者委員会により選定)



CLTを用いた10階建て共同住宅



木質耐火部材を用いた大規模庁舎

出典：国土交通省住宅局